

電話診療（再診）による処方箋発行のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等で当院を定期的に受診されており、継続的な処方が必要な患者さんに対して、電話診療（再診）による処方箋発行を実施しています。

これは、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑み、国が認めた臨時的・特例的な取扱いですので、今後の新型コロナウイルス対策に係る国等の動向により変更・中止することがあります。

1 対象となる方

慢性疾患等により当院を定期的に受診されている患者さんのうち、主治医が電話診療による処方が可能と認めた方

※ 主治医が対面診療での病状確認が必要と判断した場合や、急性疾患への処方は対象外となります。

2 処方できるお薬

これまで患者さんに定期的に処方されていた慢性疾患等の治療薬

3 電話診療による処方箋発行の流れ

- ① 再診予約日までの平日の診療時間内（9:00～17:00）に予約診療科の外来受付に電話して、外来スタッフに「電話診療による処方箋発行希望」とお申し出ください。（TEL：0798-34-5151（代表））
- ② 主治医が、電話診療による処方が可能かどうかを判断した上で、患者さんに電話をします。対面診療が必要と判断した場合はご来院ください。
対面診療の必要がない場合は、主治医が電話診療（再診）を行った上で院外処方箋を発行しますので、お薬の受取りを希望する院外薬局店舗名と受取日をお知らせください。また、次回再診日をご予約ください。
- ③ 受取り希望の院外薬局へ当院から院外処方箋をFAX送信（原本は郵送）しますので、当該薬局に受取り可能かどうかを事前に確認した上でお受け取りください。なお、**院外処方箋の有効期間は、発行日を含めて4日以内（土曜日、日曜日、休日を含む）**です。ご注意ください。
- ④ 電話診療（再診）による医療費については、次回ご来院（受診）時にお支払いください。

4 お問合せ先

兵庫県立西宮病院 総務部医事企画課（TEL：0798-34-5151（代表））